

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

| | |
|----------------------------|---|
| ○ 気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）（抄） | 1 |
| ○ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）（抄） | 8 |
| ○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄） | 9 |

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案 参照条文

○ 気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）（抄）

（定義）

- 第二条 この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。
- 2 この法律において「地象」とは、地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいう。
 - 3 この法律において「水象」とは、気象又は地震に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象をいう。
 - 4 この法律において「気象業務」とは、次に掲げる業務をいう。
 - 一 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - 二 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動（以下単に「地震動」という。）に限る。）及び水象の予報及び警報
 - 三 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表
 - 四 地球磁気及び地球電気の常時観測並びにその成果の収集及び発表
 - 五 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表
 - 六 前各号の業務を行うに必要な研究
 - 七 前各号の業務を行うに必要な附帯業務
 - 5 この法律において「観測」とは、自然科学的方法による現象の観察及び測定をいう。
 - 6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基く現象の予想の発表をいう。
 - 7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報をいう。
 - 8 この法律において「気象測器」とは、気象、地象及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。

（気象庁以外の者の行う気象観測）

第六条 気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従つてこれを行わなければならない。但し、左に掲げる気象の観測を行う場合は、この限りでない。

- 一 研究のために行う気象の観測
- 二 教育のために行う気象の観測
- 三 国土交通省令で定める気象の観測
- 2 政府機関及び地方公共団体以外の者が次に掲げる気象の観測を行う場合には、前項の技術上の基準に従つてこれを行わなければならない。ただし、国土交通省令で定める気象の観測を行う場合は、この限りでない。
 - 一 その成果を発表するための気象の観測

- 二 その成果を災害の防止に利用するための気象の観測
- 3・4 (略)

第七条 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第四条の規定により無線電信を施設することを要する船舶で政令で定めるものは、国土交通省令の定めるところにより、気象測器を備え付けなければならない。

- 2 (略)

（観測に使用する気象測器）

第九条 第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測に用いる気象測器、第七条第一項の規定により船舶に備え付ける気象測器又は第十七条第一項の規定により許可を受けた者が同項の予報業務のための観測に用いる気象測器であつて、正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造（材料の性質を含む。）及び性能を有する必要があるものとして別表の上欄に掲げるものは、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定により気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格したものでなければ、使用してはならない。ただし、特殊の種類又は構造の気象測器で国土交通省令で定めるものは、この限りでない。

（予報及び警報）

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（はん濫した後においては、水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

3 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

- 4 第十三条第三項の規定は、前三項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第三項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。
- 5 第二項又は第三項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(予報業務の許可)

第十七条 気象庁以外の者が気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「予報業務」という。）を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、予報業務の目的及び範囲を定めて行う。

(許可の基準)

第十八条 気象庁長官は、前条第一項の規定による許可の申請書を受理したときは、次の基準によつて審査しなければならない。

- 一 当該予報業務を適確に遂行するに足りる観測その他の予報資料の収集及び予報資料の解析の施設及び要員を有するものであること。
 - 二 当該予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項を迅速に受けることができる施設及び要員を有するものであること。
 - 三 地震動、火山現象及び津波の予報以外の予報の業務を行おうとする場合にあつては、当該予報業務を行う事業所につき、第十九条の二の要件を備えることとなつていること。
 - 四 地震動、火山現象又は津波の予報の業務を行おうとする場合にあつては、当該予報業務のうち現象の予想の方法が国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 2 気象庁長官は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の場合を除いて許可しなければならない。
 - 一 許可を受けようとする者が、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。
 - 二 許可を受けようとする者が、第二十一条の規定により許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。
 - 三 許可を受けようとする者が、法人である場合において、その法人の役員が第一号又は前号に該当する者であるとき。

(変更認可)

第十九条 第十七条第一項の規定により許可を受けた者が同条第二項の予報業務の目的又は範囲を変更しようとするときは、気象庁長官の認可を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の場合に準用する。

(気象予報士の設置)

第十九条の二 第十七条の規定により許可を受けた者(地震動、火山現象又は津波の予報の業務のみの許可を受けた者を除く。次条において同じ。)
()は、当該予報業務を行う事業所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、気象予報士(第二十四条の二十の登録を受けている者をいう。
以下同じ。)を置かなければならない。

(気象予報士に行わせなければならない業務)

第十九条の三 第十七条の規定により許可を受けた者は、当該予報業務のうち現象の予想については、気象予報士に行わせなければならない。

(警報事項の伝達)

第二十条 第十七条の規定により許可を受けた者は、当該予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項を当該予報業務の利用者に迅速に伝達
するように努めなければならない。

(業務改善命令)

第二十条の二 気象庁長官は、第十七条の規定により許可を受けた者が第十八条第一項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合その他第十
七条の規定により許可を受けた者の予報業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該許可を受けた者に対し、その施設及
び要員又はその現象の予想の方法について同項各号に適合するための措置その他当該予報業務の運営を改善するために必要な措置をとるべきこ
とを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第二十一条 気象庁長官は、第十七条の規定により許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、期間を定めて業務の停止を命じ、又は許可
を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二 第十八条第二項第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

(予報業務の休廃止)

第二十二条 第十七条の規定により許可を受けた者が予報業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨
を気象庁長官に届け出なければならない。

(警報の制限)

第二十三条 気象庁以外の者は、気象、地震動、火山現象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(登録)

第二十四条の二十 気象予報士となる資格を有する者が気象予報士となるには、気象庁長官の登録を受けなければならない。

第二十六条 気象庁以外の者で、その行つた気象の観測の成果を国内若しくは国外の気象業務を行う機関、船舶又は航空機において受信されることを目的とする無線通信により発表する業務を行おうとするものは、気象庁長官の許可を受けなければならない。但し、船舶又は航空機が当該業務を行う場合は、この限りでない。

2 第十八条（第一項第二号から第四号までを除く。）及び第二十条の二から第二十二条までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十条の二中「第十八条第一項各号のいずれか」とあり、及び「同項各号」とあるのは、「第十八条第一項第一号」と読み替えるものとする。

(合格基準等)

第二十八条 第九条の登録を受けた者（以下「登録検定機関」という。）は、別表の上欄に掲げる気象測器について、検定の申請があつたときは、その気象測器が次の各号に適合するかどうかについて検査し、適合すると認めるときは、合格の検定をしなければならない。

- 一 その種類に応じて国土交通省令で定める構造（材料の性質を含む。）を有すること。
- 二 その器差が国土交通省令で定める検定公差を超えないこと。

2・3 (略)

(登録)

第三十二条の三 第九条の登録は、気象測器の検定の実施に関する事務（以下「検定事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件等)

第三十二条の四 気象庁長官は、前条の規定により登録を申請した者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一・二 (略)

三 登録申請者が、第九条に規定する気象測器の製造、輸入又は販売を業とする者（以下この号及び第三十二条の十第二項において「気象測器製造業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ〜ハ (略)

2・3 (略)

(登録の公示等)

第三十二条の五 気象庁長官は、第九条の登録をしたときは、前条第三項第二号から第五号までに掲げる事項及び検定事務の開始の日を公示しなければならない。

2・3 (略)

(登録の更新)

第三十二条の六 第九条の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 (略)

(登録の取消し等)

第三十二条の十三 気象庁長官は、登録検定機関が第三十二条の四第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 気象庁長官は、登録検定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて検定事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一〜四 (略)

五 不正な手段により第九条の登録を受けたとき。

3 気象庁長官は、第一項若しくは前項の規定により第九条の登録を取り消し、又は同項の規定により検定事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(気象庁長官による検定事務の実施)

第三十二条の十四 気象庁長官は、第九条の登録を受けた者がいないとき、登録検定機関から第三十二条の九第一項の規定による検定事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条第一項若しくは第二項の規定により第九条の登録を取り消し、又は同項の規定により登録検

定機関に対し検定事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録検定機関が天災その他の事由により検定事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、検定事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2・3 (略)

第四十四条 第三十七条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条の規定に違反した者
- 二 第十七条第一項の規定に違反して許可を受けずに予報業務を行った者
- 三 第十九条の規定に違反して認可を受けずに予報業務の目的又は範囲を変更した者
- 四 第十九条の三の規定に違反して気象予報士以外の者に現象の予想を行わせた者
- 五 第二十一条（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 六 第二十三条の規定に違反して警報をした者
- 七 第二十六条第一項の規定に違反して許可を受けずに気象の観測の成果を発表する業務を行った者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条の二（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 二 第三十八条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者
- 三 第四十一条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第四十一条第四項又は第六項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

別表（第九条、第二十八条、第三十二条の四、第三十二条の七関係）

| 気象測器 | | 測定器及び設備 | |
|------|-----|---------|-----------------------------------|
| 温度計 | 測定器 | 設備 | 電気式温度計 |
| 気圧計 | 測定器 | 設備 | 恒温検査槽 |
| | 測定器 | 設備 | 電気式気圧計 |
| | 測定器 | 設備 | 圧力検査装置 |
| 湿度計 | 測定器 | 設備 | 通風型乾湿計、電気式湿度計又は鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計 |
| | 測定器 | 設備 | 湿度検査槽 |
| 風速計 | 測定器 | 設備 | 超音波式風速計 |
| | 測定器 | 設備 | ピトー管 |
| | 測定器 | 設備 | 差圧計 |
| | 測定器 | 設備 | 風洞 |
| 日射計 | 測定器 | 設備 | 電気式日射計 |

| | | |
|-----|-----|-------|
| 雨量計 | 測定器 | ビュレット |
| 雪量計 | 測定器 | 長さ計 |

○ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）（抄）

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 （略）

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）

| 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項 | 課税標準 | 税率 |
|---|---|---|
| <p>一〇百四十二の三（略）</p> <p>百四十三 予報業務の許可若しくは予報業務の範囲の変更の認可、気象観測成果の無線通信による発表業務の許可若しくは気象測器の器差に係る認定測定者の認定又は気象測器に係る登録検定機関の登録</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 気象業務法第十九条第一項（変更認可）の予報業務の範囲の変更の認可（同法第十八条第一項第三号（許可の基準）の予報の業務又は同項第四号の地震動、火山現象若しくは津波の予報の業務を行うために受けるものに限る。）</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) 気象業務法第九条（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> | <p>(略)</p> <p>認可件数</p> <p>(略)</p> <p>登録件数</p> | <p>(略)</p> <p>一件につき九万円</p> <p>(略)</p> <p>一件につき九万円</p> |
| <p>百四十四―百六十（略）</p> | | |